

平成 30 年度 ロボット産業活性化事業  
「公募型共同研究開発事業」に係る公募要領

**申請受付期間**

**平成 30 年 6 月 8 日（金）～平成 30 年 6 月 14 日（木）**

（事前相談期間：平成 30 年 5 月 14 日（月）～平成 30 年 6 月 4 日（月））

平成 30 年 5 月 8 日

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター

## 1.ロボット産業活性化事業概要

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター（以下、「都産技研」という。）では、国の推進するロボット産業革命（少子化対策、生活の質の向上、産業活性化）の実現に向け、中小企業のロボット産業への参入を後押しするため、「ロボット産業活性化事業」に取り組んでいます。ロボット産業活性化事業では、安全・安心・快適なサービスを提供するロボットの実用化をコンセプトに、案内支援、産業支援、点検支援、介護支援の4分野におけるロボットの開発とロボットを活用したサービスの事業化を進めるとともに、ロボットの実用化に必要な安全性、信頼性の評価を支援することを目的としています。それにより、中小企業へのロボット技術の普及、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等における本事業成果のPRおよび中小企業のロボット産業への参入支援を目指しています。

### 中小企業のロボット産業参入を支援



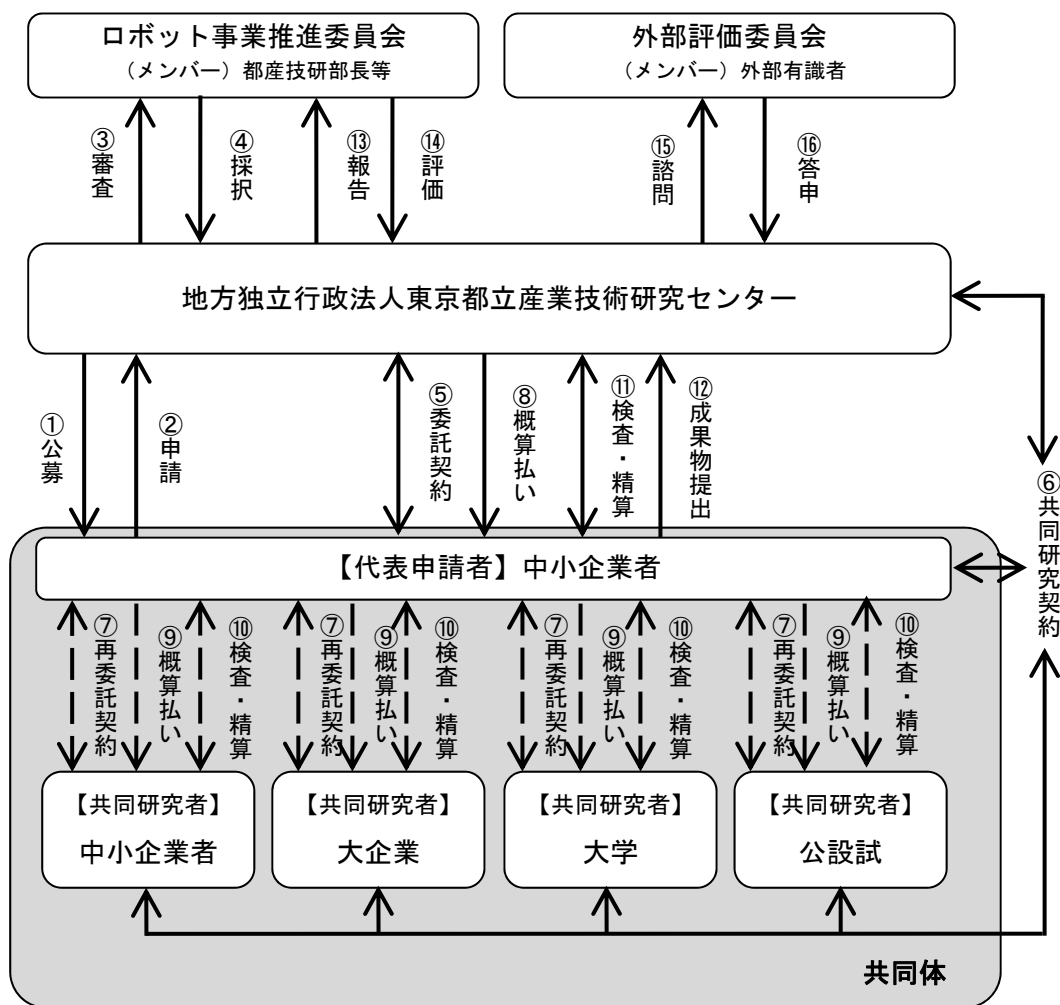
## 2.公募の目的

本公募事業は、「ロボットの導入・製造・開発などの経験を有する企業」と「ロボット活用サービスの利用者」の共同研究開発により、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会をはじめとする、観光名所、施設、作業現場等のさまざまな場面において、ロボットを活用した新たな事業の創出を実現すること（事業化）を目的としています。

提示した2つの公募タイプの目的に合致したビジネス提案を募集し、事業化の実現可能性の高い提案について、都産技研と企業が、分担しながら共同研究開発し、新たなサービス/ビジネスを創出することにより、中小企業のロボット産業への参入を図ります。

### 3.公募の仕組み

本公募事業では、代表申請者から申請された内容を都産技研ロボット事業推進委員会にて審査し、採択テーマを決定後、都産技研が代表申請者と委託契約を締結して研究開発を実施します。中小企業者、大企業、大学、公設試験研究機関（以下、「公設試」という。）等を共同研究者とする共同体での応募の場合は、代表申請者と共同研究者がそれぞれ再委託契約を結んでいただきます。同時に、都産技研と共同体の参画者全員で共同研究契約を締結します。



公募事業の流れ

## 4.応募要件

### 4.1 応募対象者

応募には以下の要件を満たすことが必要です。

(1) 代表申請者が日本国内の中小企業者であること

応募対象者は、日本国内に登記簿上の事業所があり、日本国内に開発拠点を構える中小企業者を対象とします。本公募事業の応募対象者の業種に限定はありません。

中小企業者の定義は、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条に規定される企業とします。ただし、大企業が実質的に経営に参加しているものは除外します。

中小企業基本法第 2 条における中小企業者の定義

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)	
	資本金の額または出資の総額	常時使用する従業員の数
(1) 製造業、建設業、 運輸業その他の業種	3 億円以下	300 人以下
(2) 卸売業	1 億円以下	100 人以下
(3) サービス業	5,000 万円以下	100 人以下
(4) 小売業	5,000 万円以下	50 人以下

#### ◆外資系企業の扱い

外資系企業（本公募事業では株式の 50%以上を外資企業が保有する場合を外資系企業と定義します）の応募は原則認めます。しかしながら、上記中小企業要件を満たす日本法人格を有するとともに、日本国内にて技術開発および営業販売を行う拠点を有する企業であることを条件とします。

#### ◆大企業の扱い

大企業が実質的に経営に参加しているとは、以下のいずれかの場合です。

- ・大企業が単独で発行済株式総数または出資総額の 2 分の 1 以上を所有／出資している。
- ・大企業が複数で発行済株式総数または出資総額の 3 分の 2 以上を所有／出資している。
- ・役員総数の 2 分の 1 以上を大企業の役員または職員が兼務している。

#### ◆代表申請者の要件と役割

代表申請者として、本公募事業を遂行するに十分な管理能力があり、そのための体制が整備されていることを要件とします。また、本公募事業の責任者として、本公募事業計画

の運営管理、共同体構成員相互の調整を行うとともに、都産技研との総合的な連絡窓口を担い、本公募事業の遂行における責任を有します。本公募事業の委託契約の受託者として、適正な経理処理を行っていただきます。

(2) ユーザー企業が参画すること

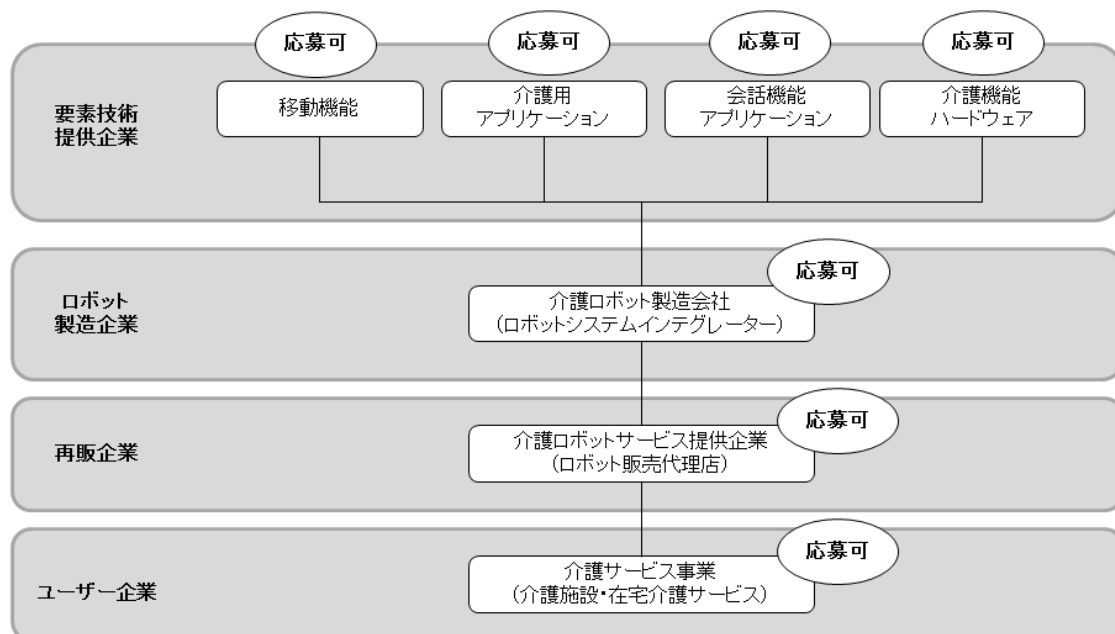
ユーザー企業とは、「ロボットを使用する、またはロボットを活用したサービスを提供する」企業のことをいいます。ユーザー企業が持つ、ロボットを活用するうえで必要とする「ニーズ」を捉えて事業を実施するため、ユーザー企業とともに開発を進めていただきます。代表申請者がユーザー企業であっても構いません。

ユーザー企業とは具体的に、

- ・ロボット活用のニーズを有している
- ・自社製ロボットを活用する
- ・ロボットを活用したサービスを展開する
- ・ロボットを購入して自社の事業で活用する

以上の項目にあてはまるものです。

<例>共同体における各企業の役割の定義 (介護サービス事業の場合)





(1) 委託契約

契約金額、予算の配布、実施計画（研究開発計画、事業化計画）について定めた、本公募の実施に係る契約です。都産技研と、代表申請者との2者で契約を締結します。

(2) 再委託契約

契約金額、予算の配布、実施計画（研究開発計画、事業化計画）について定めた、本公募事業の実施に係る契約であり、代表申請者とそれ以外の共同研究者（再委託者）との2者で締結します。共同研究者が複数いる場合はそれぞれ締結していただきます。

(3) 共同研究契約

都産技研のシーズ、設備の活用や、本公募事業の実施に係る知的財産等の権利の取り扱いを定めた契約です。都産技研および代表申請者、再委託者からなる共同体全員で契約締結していただきます。

#### 4.3 事業実施に必要な条件

(1) 事業化計画の明確性

本公募事業では、ロボットを活用したサービスの市場化を加速するため、実現性の高い提案を募集します。「事業化計画の提案」となりますので、申請書には、技術開発の計画とともに、ロボットの事業化を進めるための計画（事業計画）を記載してください。また、実証実験の実施に係る倫理審査の実施や、事業化した際の安全性（リスクアセスメント）についての計画も、申請書に記載してください。

(2) 事業化を推進するための基盤があること

事業を実施するうえで必要な技術や経験があること、また、ロボットを活用したサービスの販売先と連携がとれる、など、応募企業に事業化のための実施体制が整っていることが条件となります。

(3) 代表申請者による事業計画の取りまとめ

代表申請者は提案した事業計画の遂行について責任を持っていただきます。

(4) 委託事業実施の体制

その他、本公募事業実施のための資金および設備等、十分な管理能力を備えていることや、経理・事務作業について管理体制および処理能力を有しているなど、委託業務を円滑に遂行するための体制が十分であることも要件とします。

## 5.公募タイプ

公募タイプとして、「短期展開型」と「テーマ設定型」の2種類があります。それぞれ実施スケジュールや、求められる成果が異なりますので、いずれかのうち、開発内容に合致するものを選択してください。

### ①短期展開型

案内支援、産業支援、点検支援、介護支援の4つの支援分野から1つの分野を選択し、製品化・実用化が可能なロボット開発とロボット活用によるサービスの提供を行う「短期展開型」タイプの「ビジネス提案」を募集します。

支援分野	開発項目	例
案内支援	各種施設での受付、案内、手荷物の運搬などを支援するロボットまたはロボットまたはロボットシステム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受付、案内</li> <li>・案内スタッフの支援</li> <li>・多言語コミュニケーション</li> <li>・手荷物の運搬</li> </ul> など
産業支援	生産現場の自動化・効率化、倉庫・オフィス・店舗・農場・作業場などで人を支援するロボットまたはロボットシステム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組み立て、加工</li> <li>・農林水産業支援</li> <li>・搬送ロボット</li> <li>・ピッキング支援</li> <li>・パーソナルモビリティ</li> </ul> など
点検支援	施設や構造物のインフラ点検、施設内監視・警備・保全、災害対応などの業務を支援するロボットまたはロボットシステム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インフラ点検</li> <li>・警備</li> <li>・災害対応</li> <li>・メンテナンス、清掃</li> </ul> など
介護支援	介護作業の軽減、人の状態検知、コミュニケーションなど介護の質の向上、介護現場の効率化など介護業務を支援するロボットまたはロボットシステム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被介護者の移乗、移動支援</li> <li>・健康状態などの見守り</li> <li>・介護用移動ロボット</li> <li>・コミュニケーション支援</li> </ul> など

#### (1) 委託金額

1件につき1,000万円（消費税を含む）を上限とする。

#### (2) 事業期間



平成 30 年 10 月 1 日（月）～平成 31 年 9 月 30 日（月）

(3) 求められる成果

研究開発期間 1 年間で、ユーザー企業とともに開発成果となるロボット（ロボットシステム）を活用・導入することにより市場化可能な新たなサービス事業を市場へ投入すること。

②テーマ設定型

都産技研の保有する技術シーズ・設備<sup>※1</sup>を活用することを条件とし、開発テーマとして、流通・物流や、飲食・食品の分野で利用するロボットまたはロボットシステムを「開発」し、国内複数個所においてユーザー企業が一定期間継続的に使用する「実証実験を実施する提案」を募集します。

開発テーマ	開発項目	例
物流業界向け ロボット	物流現場の自動化・効率化、倉庫 店舗などで人を支援するロボット またはロボットシステム	・運搬 ・ピッキング支援 ・在庫管理ロボット など
外食・食品業界 向けロボット	外食・食品業界の自動化・効率化、 レストランや食品工場などで人を 支援するロボットまたはロボット システム	・調理 ・配膳 ・洗浄 ・盛付け ・オーダー受付 など

※1 都産技研の保有する技術シーズ・設備

都産技研の保有する技術シーズ・設備は下記のとおりです。技術シーズは都産技研研究員から提供するとともに、技術移転を行います。

- ①自律移動案内ロボット「Libra（リブラ）」
- ②屋外型運搬ロボット「Taurus（トールラス）」
- ③軽量型運搬ロボット「Libra Cargo（リブラカーゴ）」
- ④移動ロボット用プラットフォーム「T型ロボットベース」
- ⑤移動知能アプリ
- ⑥会話知能アプリ
- ⑦東京ロボット支援プラザの各種評価設備・安全性評価試験等

技術シーズ・設備の詳細は、ロボット産業活性化事業の HP (<https://tiri-robot.jp/>) をご覧いただくか、下記「14.問合せ先」までお問い合わせください。事前相談時に詳細をご説明いたします。

(1) 委託金額

1 テーマにつき 3,000 万円（消費税を含む）

(2) 事業期間

平成 31 年 1 月 1 日（火）～平成 31 年 12 月 31 日（火）（1 年間）

(3) 求められる成果

1 年間の研究期間中にロボットを試作し、試作したロボットを利用して複数個所の実証実験を実施すること。

なお、事業期間終了後、実証実験の成果となるロボットシステムの事業化を実現すること。

(4) 技術移転期間

テーマ設定型では、都産技研のロボット技術シーズを利用することが条件です。研究開始前の 4 か月間を（平成 30 年 9 月～平成 30 年 12 月）、実施計画書作成、および開発するロボットの設計のための技術移転期間とします。

技術移転期間中に発生する経費（労務費・旅費等）は委託費の対象外となります。

## 6.事業スケジュール

### ①短期展開型

実施期間：平成 30 年 10 月 1 日（月）～平成 31 年 9 月 30 日（月）

申請受付期間：平成 30 年 6 月 8 日（金）～平成 30 年 6 月 14 日（木）

公募説明会：12.公募説明会に記載のとおり。

事前相談期間：平成 30 年 5 月 14 日（月）～平成 30 年 6 月 4 日（月）

審査期間：平成 30 年 6 月～8 月

平成 30 年 8 月上旬～中旬に面接審査を行います。

交付決定：平成 30 年 9 月初旬

事業開始：平成 30 年 10 月 1 日（月）

委託費支払：平成 30 年 10 月 1 日（月）以降 請求に基づき年 4 回の概算払いを予定しています。

中間ヒアリング：平成 31 年 4 月または 5 月

終了評価：平成 31 年 9 月事業終了時、成果の報告を行っていただきます。

経理検査：平成 31 年 4 月、10 月（予定）

精算：平成 31 年 4～5 月、10～11 月（予定）

成果報告書の提出：平成 31 年 9 月

## ②テーマ設定型

実施期間：平成31年1月1日（火）～平成31年12月31日（火）

申請受付期間：平成30年6月8日（金）～平成30年6月14日（木）

公募説明会：12.公募説明会に記載のとおり。

事前相談期間：平成30年5月14日（月）～平成30年6月4日（月）

審査期間：平成30年6月～8月

平成30年8月上旬～中旬に面接審査を行います。

交付決定：平成30年9月初旬

技術移転期間：平成30年9月～12月

事業開始：平成31年1月1日（火）

委託費支払：平成31年1月1日（火）以降 請求に基づき年4回の概算払いを予定しています。

中間ヒアリング：事業開始後、3ヶ月経過ごとに事業進捗のヒアリングを行います。

経理検査：平成31年4月、平成32年1月（予定）

精算：平成31年4～5月、平成32年1～2月（予定）

成果報告書の提出：平成31年12月

## 7.対象経費

対象となる経費は、本公募事業にのみ利用されることが明確であり、必要性および金額の妥当性を経理検査によって確認できるものとなります。対象経費の計上については下記点にご留意ください。

- ◆都産技研が提示する経理の手引きに基づき、年2回対象経費の経理検査を実施します。発生した経費の妥当性について対外的に明確に説明できるよう経理処理を行ってください。
- ◆代表申請者は、共同研究者の経費計上についても責任を持っていただきます。
- ◆共同研究者においても、代表申請者と同様の経理証票書類をご準備いただきます。委託事業として認められる経費は、具体的には以下の項目が対象となります。

### (1) 機器設備費

#### ①機械装置費

本公募事業の実施に必要な機械装置等の購入費。耐用年数1年以上、10万円（税込み）以上のものを対象とします。生産設備（ロボットまたはその一部を量産するための機器設備）の購入は認めません。また、本公募事業以外への利用も認めません。

固定資産（税込50万円以上）は原則、都産技研の所有となります。ただし、本公募事業実施上製造されたロボット等の固定資産に係る登録、取扱いは、別途委託契約時に取り決めることとします。

#### ②保守・改造修理費

本公募事業を遂行するうえで必要な機器設備の保守・改造および修繕に係る費用です。専ら本公募事業に使用する設備機器で、本公募事業実施に不可欠な場合のみ計上を認めます。

## (2) 労務費

### ①研究開発員費

研究開発並びに事業化のための営業活動を含む、本公募事業の実質に係わる研究開発者等の労務費です。

### ②管理員費

本公募事業実施のうえで、必要な事務作業、管理業務を行う管理員の労務費です。

### ③補助員費

本公募事業に従事するアルバイト、パート等の補助員の労務費です。

## (3) 事業費

### ①備品・消耗品費

本公募事業実施のうえで必要な部品、消耗品等の購入に必要な経費です。

(1) ①機械装置費に該当しない、耐用年数1年未満、10万円(税込み)未満の物品を対象とします。

備品・消耗品の組み合わせにより、固定資産に該当する場合は、別途取り決めることとします。

### ②旅費・交通費

本公募事業実施の際の打合せ、研究開発(実証実験、営業活動を含む)時に必要とする交通費、宿泊費、日当等の費用です。

### ③外注費

共同体メンバー以外に、加工・設計・分析検査・実証実験等を外注する場合に係る費用です。実証実験実施に係る倫理審査の外部委託費用も対象です。

他者に本公募事業の本質となる研究開発、営業活動を依頼することは原則認めません。その場合は、共同体メンバーとしてください。

### ④知的財産権に係る経費

本公募事業実施のうえで発生した特許等の知的財産権取得のための、先行文献調査、弁理士手数料等に係る費用です。

出願に際して特許庁に支払う印紙代は対象外となります。

### ⑤技術の使用に係る経費

本公募事業の実施において、他者の知的財産権等をライセンスする場合の実施許諾料、大学等の技術を移転するための技術指導料等に要する費用です。実施許諾料を計上する場合には、契約事前に権利所有者(技術所有者)と実施料(技術指導料)の調整を行い、実

施契約等何らかの契約を結ぶことが確実であることが条件となります。

⑥保険料

ロボットの実証実験等に際する損害補償における保険料です。

⑦その他経費

上記①～⑥に該当しない研究開発等に必要な費用です。

## 8.成果の報告

本公募事業成果の報告として、中間ヒアリング、終了評価を実施するとともに、成果報告書（成果物）を提出いただきます。

(1) 中間ヒアリング

本公募事業実施中、短期展開型は開始半年後、テーマ設定型は3か月ごとに進捗のヒアリングを実施します。ヒアリングでは、実施計画と実施状況との整合性を確認します。著しい進捗の遅れがある場合や、事業に対する積極性が欠けている場合などは、是正を求めるとともに、研究経費の減縮を行うこともあります。

(2) 終了評価

本公募事業終了後に、成果の報告をヒアリング評価します。

(3) 成果報告

本公募事業終了後の成果報告として、成果報告書を提出いただきます。

成果報告書に加え、原則開発品（完成したロボット等）一式、実証実験の結果報告書、ロボットまたはシステムの設計書、製品カタログ（開発品の機能・性能・価格等を示すもの）等の事業化の状況を示す資料等を提出していただきます。

### ※成果の公開

本公募事業成果は原則公開とします。ただし、企業ノウハウ等、公開することで企業において損失を被る情報については、申請／承認を行うことで非公開とすることを認めます。

## 9.知的財産権の取り扱いについて

(1) 研究成果の帰属

本公募事業の実施により発生した特許権等の知的財産権は、その知的財産を発明したものに帰属します。

(2) 共同体内における知的財産権の取扱い

知的財産の発明者が複数に渡る場合などにおいて、特許権利者、持ち分割合、費用負担

などについてあらかじめ共同体内で取り決めを行っていただくことを推奨します。

## 10.審査方法

書類審査と面接審査の2段階による審査を実施します。

### (1) 書類審査

平成30年6月8日(金)～平成30年6月14日(木)を書類申請受付期間とし、平成30年8月上旬にかけて、申請書類(様式)の一次審査を行います。書類に記載の事項について、事業化の可能性、代表申請者(共同体)の技術力等について審査します。

### (2) 面接審査

平成30年8月上旬～中旬にロボット事業推進委員会委員および外部有識者による面接審査を行います。申請書の内容に基づき、研究開発を含む事業計画の詳細を面接にて審査します。

### (3) 審査基準

審査基準として、下記項目について評価します。

#### a.開発の実現性

開発するロボットシステムの優位性・独創性および実現性を評価します。サービスの内容が明瞭、かつ開発目標やロボットの仕様が明確で、開発が適切に行われる実施体制を有しているか等を審査します。

#### b.事業化の可能性

本公募事業終了後、継続的にロボットを活用する事業化計画を有しているかを審査します。特にユーザー企業が、現場での導入に向けどのような計画(コスト、製造・販売体制等)を有しているかを審査します。

#### c.事業者評価

事業者評価は下記項目について評価します。

- ・共同体内の役割分担の適正
- ・技術力(過去に開発した製品、予備開発の有無等)、経験・ノウハウ等の有無
- ・事務作業能力(本公募事業実施のうえで、経理的基礎知識を備えているか、事務作業や書類等の準備をできる体制にあるか等)
- ・財務能力(本公募事業実施のうえで、財務的基盤を備えているか等)

上記の観点に加え、都産技研の分担内容について実施可能性を評価し、採択を決定します。

## 11.申請方法

**申請には事前相談（ヒアリング）を必須**とします。本公募要領公開日以降（平成30年5月8日）事前相談の申し込みを行ってください。

申請書類は、本公募要領による申請書様式を必ずご利用ください。地方独立行政法人東京都立産業技術研究センターホームページのトップにある「公募のお知らせ」（<http://www.iri-tokyo.jp/>）に掲載されています。

(1) 申請書一式

- ・事業実施計画書（様式実-1または様式実-1-2、経費総括積算表）
- ・事業実施計画書の補足資料（ロボット、ロボットシステムのイメージ図等）
- ・事業実施計画書の概要資料<sup>※2</sup>（A3用紙1枚）
- ・決算報告書（2期分）
- ・定款
- ・登記簿謄本
- ・会社案内（パンフレット）
- ・チェックリスト

※2 面接審査時に利用する説明資料です。事業実施計画書の概要や必要とするロボット・事業化等のポイントをまとめた資料を作成してください。様式はありません。

申請書一式は、原則A4サイズとし、それぞれを片面印刷したもの1部（書類の綴り方に決まりはありません）と、CD-R（DVD-R）に格納した電子媒体を提出してください。**電子媒体は、審査で利用しますので、必ず提出**してください。

- ・申請書類に不備（電子媒体の不足含む）がある場合、審査での評価点が下がることがあるため、ご注意ください。
- ・郵便事故による応募書類の未着や延着については、一切の責任を負いません。

(2) 事前相談

本公募事業の目的や制度をより深くご理解いただくため、事前に一度、相談（ヒアリング）にお越しいただき、各事業者の保有技術の状況や役割分担等の確認を行います。事前相談の実施日は以下のとおりです。

**平成30年5月14日（月）～6月4日（月）**

事前相談は、下記「14.問い合わせ先」へお申し込みください。申し込み順に受け付けますので、希望日が重複した場合、変更をお願いすることがあります。

(3) 申請書受付期間

申請書の受付期間は以下のとおりです。

平成 30 年 6 月 8 日（金）～6 月 14 日（木） 17 時

提出は、郵送等（締切日必着）または持参とし、FAX および電子メールによる提出は受け付けられません。また、上記の事前相談を行っていない申請も受け付けられません。なお応募書類は返却しません。提出先は以下のとおりです。

【提出先】

〒135-0064 東京都江東区青海二丁目 5 番 10 号

テレコムセンタービル東棟 私書箱 1049 号

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター

プロジェクト事業推進部 宛

「ロボット産業活性化事業 平成 30 年度公募型共同研究開発事業に係る申請書在中」と朱書きのこと

## 12.公募説明会

(1) 第 1 回公募説明会

日時：平成 30 年 5 月 8 日（火）14 時半～

場所：産業サポートスクエア・TAMA

経営サポート館 大会議室（昭島市東町 3-6-1）

(2) 第 2 回公募説明会

日時：平成 30 年 5 月 11 日（金）14 時半～

場所：（地独）東京都立産業技術研究センター 本部（江東区青海 2-4-10）

## 13.留意事項

(1) 採択結果の公表等

採択した案件（代表申請者、事業テーマ名）は、都産技研のホームページ等で公開します。不採択とした案件については、その旨を代表申請者へ通知します。審査経過や不採択理由についてのお問い合わせにはお答えしません。

(2) 事業計画の変更



申請書に記載された内容は、原則変更できません。ただし、正当な理由が認められる場合に限り、都産技研の承認を経たうえで変更が可能です。

### (3) 事業の普及

代表申請者は、本公募事業終了後も、本公募事業成果に係る事業化の推進に努めるとともに、開発したロボットシステムについて代表申請者を含む共同体以外の第三者に広く普及させるよう努めていただきます。また、委託事業成果は、東京都および都産技研が行う普及事業（セミナー・講習会、成果発表会、施設公開、各種制作物等）や展示会での都産技研ブース等への展示協力を行うとともに、展示会出展等により販路開拓の促進に努めていただきます。

### (4) 本公募事業終了後の報告の義務

本公募事業終了後 5 年間、年度末に委託事業終了後の事業実績を提出していただきます。

## 14.申請に際する相談・問い合わせ

### (1) 事前相談の予約

申請に際し、平成 30 年 5 月 14 日（月）～平成 30 年 6 月 4 日（月）の間、事前相談（ヒアリング）を実施します。期間中、事前相談の予約を行ってください。事前相談は申請の条件となりますので、応募を検討されている方は必ずお申込みください。

### (2) 問い合わせ

本公募事業の内容に関する質問等は、事前相談の期間内に限り下記あてに FAX にて受け付けます。提出された質問については、当該質問者にのみ FAX で回答します。ただし、都産技研の判断により、質問および回答をホームページに掲載する場合があります。

なお、審査の経過等に関するお問い合わせには応じられません。

### 【問い合わせ先】

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター  
開発本部 開発企画室 高崎、長尾、高橋、入川  
電話：03-5530-2558 FAX：03-5530-2400